

道州制導入断固反対について

これまで本会をはじめ県内町村、そして全国町村会、全国町村議会議長会は、道州制導入に一貫して断固反対するとして決議や意見書等を採用し、そして各関係方面への要請を行ってきました。

これまでの要請で我々は、道州制への漠然としたイメージや期待感のみが先行し、国民の感覚から遊離していること、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題点を指摘してきたところではありますが、我々の懸念や主張にもかかわらず、貴党では、道州制推進本部と他部会の合同部会を開催し、法案の国会提出に向けて、検討が進められると聞いております。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大し、加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念があります。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多彩な町村が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることを忘れてはなりません。

よって、我々は、「道州制推進基本法案」の国会提出と道州制の導入に断固として反対いたします。

平成26年4月22日

福島県町村会長 大塚 節 雄

福島県町村議会議長会長 八島 博 正